

【文科省】

日時：7月19日(火)16:00~16:45

場所：文科省総務課会議室

5 1. 公教育の無償化について

(1) 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、その縮減に必要な財源措置や制度改革を行なうこと。

また、就学援助制度の拡充と条件整備を一層推進すること。

10 文科省) 一般に公立学校では子どもが所有する学用品あるいは修学旅行費等、教科外活動費等については実費弁償的経費として、保護者負担をお願いしている現状にある。文部科学省が実施している子どもの学習費調査によると平成20年度に保護者が支出した子ども一人当たりの学校教育費は、小学校で97,555円、中学校で175,472円となっている。

15 どのような経費を保護者負担とするかについては、各自治体の判断によるものと考えるが、文部科学省としてはこれまでも学校に備えるべき教材や図書については、所要の地方財政措置を講じつつ、各教育委員会に対して保護者負担の軽減に特段の配慮を求めているところである。

20 なお、文部科学省としては各市町村が行っている就学援助事業に対する補助を行っており、これらの施策を通じて、今後とも保護者負担の軽減を図って参りたいと考えている。

25 (2) 高校の実質無償化を実現するため、一層の改善を行うこと。また、高校の教材費等の負担軽減のため、給付型奨学金の拡充を行うこと。

高校授業料無償化に伴い、学校徴収金の会計処理に混乱が生じないように、関係省庁とも協議のうえ、適正な会計処理についての判断を示すこと。

30 文科省) まず、無償化について、高校無償化法の附則において「この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」と明記されており、法の施行から一年を経過していることから、今後、効果の検証を行っ

て参りたい。

5 給付型の奨学金の拡充について、当然無償化が解消されても教科書
や教材費等保護者の経済的負担は様々あると認識している。経済的理
由による就学困難な高校生等に対する経済支援としては、各都道府県
により独自に高校の奨学金事業を行っていただいているが、これを支
援すべく国としても21年度の補正予算で高校生就学支援基金というも
のを設け、これを活用して各都道府県が事業を行えるよう措置してい
る。

10 さらに今年度からはこの資金の貸与要件の緩和や入学金等に対しても支給できるよう、より柔軟できめ細かな活用ができるよう図っている。

15 給付型については、ご承知のように我々としても昨年度の予算で要望している。財源の確保などさまざまな課題があるが今後も拡充に向けて取り組んで参りたい。

(3) 学校における経理事務の防止と適正化を図るため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行なうこと。

20 特に学校給食費の公会計処理への移行については、旧文部省時代の行政実例によって各自治体が判断を行っており、関係省庁とも調整のうえ、早急な改善を行なうこと。

25 文科省) 前回の意見交換の際に、総務省と文科省で見解に相違があり混乱を招くことのご指摘をいただいたことを踏まえ、今、総務省と意見交換を行っているところである。そうした結果を踏まえて、(2)の後段部分や(3)について、適切に対応して参りたいと考えている。

30 文科省) 学校給食費に関して公会計か私会計かということについて、かねてから申し上げているとおり、過去の行政実例により各自治体の判断ということで行っていた。それぞれにメリットデメリットがあるところだが、今後は特に子ども手当との関係もあり、関心を持っているところである。

自治労) 先ほど、総務省にも行ってこの話しをしてきたところである。文科

省としては総務省と協議を行ったうえでも、これまでの見解を変えるつもりはないのか。

5 文科省) 総務省との見解の相違については、本来はあってはいけないことではあるが、頻繁に起こりうるだろうなと持ち帰って検討したところである。というのも、総務省は行政全体を見てはいるが、とりわけ教育行政の実務に関しては全く関知していないわけで、実務を関知していない人間が法解釈をしてしまうとそういうことも起こり得るだろうなというのが我々の感想である。

10 そうであるから、我々としては、すり合わせという言葉は適正ではないかもしれないが、そうした意見交換の必要はあるということで総務省と話をしているところである。

15 そこで、我々が給食費に係る実務について説明しても、向こうは始めて詳しく聞く話なので、「あまりにも複雑でわからないので整理して持ってきて欲しい」と言われている状況である。

自治労) 総務省からは私費の実態を調査すべきではないかとの話があったと思うが。

20 文科省) そのとおり。

自治労) 調査はまだ行っていないのか。

25 文科省) 言い訳に聞こえるかもしれないが、東日本震災が起きてしまい、原発事故への対応もあって、他の案件は先延ばしになっているのが実情である。ただ、我々としては、現場の混乱を避けるためにもできる限り早くすり合わせを進めたいと考えている。

30 自治労) そうすると給食費を含めて私費を扱っている実態調査はこれからということか。

文科省) 調査という部分で誤解が生じてはいけないので明らかにしておきたいが、我々としては全校調査というようなことは全く考えていない。

逆にそういうことは現場の皆様にも多大なご迷惑をかけることとなる。サンプルとしていくつか例示をするなどで総務省と話をしようと考えている。

5 自治労) 昭和 32 年の行政実例や、保護者と首長との契約関係で地方自治法との整合性は取れているとの考え方について、総務省との話し合いの中で新たな見解が必要となれば、出していくということで良いか。

10 文科省) そこまでは私の念頭にはない。総務省側は「全く知らない行政分野の実務についての内容なので判断がつかないところだが、判断がつかないなかで自治労から指摘があり、そう言われると地方自治法違反かもしれないと答えた。」と聞いている。

15 「ちゃんと教えてもらわないと判断がつかない」ということなので、我々としては総務省にしっかりと実務をお伝えしたうえでご理解していただかなければならないと思っている。

自治労) ということは、昭和 32 年の行政実例の公金にしなくてもよしとの判断は今回の総務省との協議では検討課題にないということか。

20 文科省) 我々の判断が間違っているというようには考えていない。

自治労) 我々は単に法律に基づき適正にかつ効率的に仕事をしたいと望んでいるだけなので、文科省としてもそういう観点で総務省と協議をしていると理解して良いか。

25 文科省) 我々としても適正かつ効率的にという部分はそう考えているし、学校徴収金事務が教職員の方々に大きな負担感を与えているということも認識はしているつもりである。

30 自治労) 適法にという部分で我々は、現在のあり方は地方自治法に照らして会計処理が違反しているのではないかということからこのように要請しているのであって、総務省は我々に対して「文科省がそうではないとの法的根拠をお持ちであるなら、きちんと説明をするべきであって、

それができないならどのような実情を抱えていても違法措置を見逃すわけにはいかない。そういう方向で調整をしていく」と述べている。

我々としては総務省との話を経て、ようやく正しい形での整理が図られ、その上で子ども手当の問題を含めた公教育無償化を展望するスタートラインに立ったと大きく評価をしていたところだが、今話を聞いて、文科省との認識の差に愕然とせざるを得ない。

文科省) 総務省からはまず実態がわからないと判断ができないと言われており、その説明を聞いてから違法かどうかを判断したいと言われている。我々としては今のやり方が間違っていることは念頭にないが、まず、我々の考え方や実態を説明して理解を求めるとというのが先で、それでも納得できないというのであれば、そこから整理をしていくことになると考えている。

震災への対応による影響はある、12月までには整理をしたいという思いはある。

2 教職員人件費について

(1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。特に学校事務職員のための廃止・縮減を行わないこと。一括交付金化の検討に当たっても、上述の趣旨を前提とすること。

文科省) 義務教育費国庫負担制度について文部科学省としては廃止、縮小はまったく考えていない。一括交付金の議論については、地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金交付金については一括交付金の対象から除外して欲しいとの意見は度々、地方から要望としても上がってきており、この点については担当の片山大臣からも一定の理解を得られていると文部科学省としては考えている。

(2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること

文科省) 都道府県や政令指定都市、中核市など関係者の意見が一致を見ない

5 ため、引き続き検討していくしかないところだが、その間、文科省として全くノータッチなのかということではなく、6月に大阪府で人事権付与の特例条例が可決されており、来年度から豊能地区という3市2町で人事権移譲が行われることになっている。その動向を注視し、その結果を関係団体へフィードバックする中でより良い一致が見られるよう対応して参りたいと考えている。

3 学校事務職員の定数について

10 (1) 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、安定した校務運営を保障するため、定数基準を最低3名とし、事務長を含む正規職員で賄えるよう予算を計上すること。

15 (2) 義務制学校事務職員の定数算定にあたっては、子どもに及ぼす経済格差を解消するために、就学困難な児童生徒に係る加配を重点的に改善すること。特に自治体における準要保護児童生徒の認定時期を考慮した加配措置が行われるよう配慮すること。また、大規模校への複数配置基準を改善すること。

20 文科省) 事務職員の定数についてはこれまでも計画的に改善を図ってきたが、来年度以降については、6月に、「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」を設置し、協議を開始しているところである。

25 正規職員の採用については、各都道府県毎の総数というのは標準法に基づいて算定されるが、具体の配置については各都道府県の教育委員会がその権限と責任において判断をいただくものであり、地域の実情や、地域全体の教育の質の向上を勘案し、中長期的な人事計画を見据えて、正規採用または臨時的任用の割合を調整しているところである。

30 (3) 東日本大震災による被災学校については、施設設備の復旧の長期化に備えるため、正規事務職員を加配するとともに、その定数を賄える予算を計上すること。

文科省) 東日本大震災への対応のための教職員定数の加配措置については、

各県からの要望を受け、4月28日に4県に合計424名、さらに6月24日付で6県に656名の加配措置を行ったところである。来年度以降も引き続き各県の状況を随時把握しつつ、被災した児童生徒のために万全の措置を講じて参りたいと考えている。

5

4 学校環境整備について

- (1) 授業等に使う教材について予算措置を拡充すること。拡充に当たっては、文科省の審査等を必要としない、地方主権に立った財政措置を行うこと。教材教具・教科書のデジタル化については十分な協議を行うこと。

10

文科省) 学校に備え付けるべき教材整備費については、「新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備緊急3ヵ年計画」を策定しているが、最終年度の平成23年度については約818億円の地方財政措置が講じられているところである。国としては、各地方団体はこの措置を活用しながら必要な教材整備が図られるよう促しているところである。

15

また、一般財源であるので文科省としては教材の審査については行っていない。

さらに、各教育委員会の学校管理規則などで補助教材については学校長が設置者である教育委員会に届け出るか承認を求めるということになっているが、平成21年度では約8割の都道府県で「届出」で対応されていると聞いている。

20

文科省) 後段部分のデジタル化について、教材等についてはほぼデジタル化が進んでいると思われるので、特にデジタル教科書についてお答えしたい。

25

昨年4月に「学校の情報化に関する懇談会」が設置され、その中の「デジタル教科書・教材、情報端末ワーキンググループ」で専門的な研究を行っていただいていたが、この4月28日に「教育の情報化ビジョン」がまとめ公表された。これらを踏まえて文科省として「学びのイノベーション事業」を開始しており、デジタル教科書についても効果や影響をしっかりと検証しながら、また指導方法についても実際に開発を行う中で実証研究を行うなど、この三年間で総務省とも連携して実証研究に取り組んでいきたいと考えている。

30

(2) 学校施設の地域実態に応じた多機能化を推進すること。特に防災拠点としての役割を配慮し、ユニバーサルデザインに立った学校施設整備指針を早急に策定すること。

5

文科省) ご指摘のとおり今回の東日本大震災においても、学校が防災拠点として大きな役割を發揮していただいたと思っている。ピーク時には600余りの学校が避難所となったが、避難された方々が口々に「教職員の方々が避難所を統率してくださったお陰で何とか自分たちも命辛々ながらも生きて、生活を立て直すことができた」とおっしゃっているのが聞こえて来ている。こうした避難所のノウハウや教訓を活かしていきたいということで、文科省が有識者の力を借りて「学校施設の整備方策に関する緊急提言」をまとめたところであり、これを活用して予算の獲得も含めて学校の防災機能を高めていく取り組みを行っていき

10

15

自治労) 文科省としては施設設備のハード面で学校の防災機能を高めたいということは理解したが、そこで働く教職員の役割についてはどのように考えているのか。

20

文科省) その件に関する担当は来ていないので答えられないが、先ほどの提言のなかでも有識者の方々からも意見が出ていた。実際に教職員の方々が本来業務でない部分で相当ご苦労されている状況に対して同情的な意見も多かったと思われる。今回の提言のなかで、市町村や都道府県が防災計画を作る中では学校と防災担当部局の役割を明確にしていきたいとうたっている。何でもかんでも学校で引き受けるとい

25

30

自治労) 決して負担感に対するネガティブな思いで質問しているわけではないことをご理解いただきたい。現場段階では行政の縦割りの弊害で戸惑いも多いということはお伝えしておく。

自治労) 教職員だけではなく、給食調理員が避難所で果たした役割などもぜひ認識していただき、そういう部分からも位置づけや定数を考えていただきたい。

5 5 東日本大震災からの復旧・復興について

(1) 学校機能の早期復旧のための、財政措置を行うこと。児童生徒、教職員の心理的ケア及び施設復旧のための増員措置を特別に行うこと。

10 文科省) 児童生徒の心理的ケアを図るため、第一次補正予算で緊急スクールカウンセラー派遣事業として全額国庫負担で約30億円を措置したところである。

(2) 復興に当たっては地域住民、児童生徒、教職員の意向を尊重した計画を策定することとし、特別な財政措置を講ずること。

15

文科省) 大震災からの復旧、復興については関係者の力を結集し、被災された方の声に耳を傾けて反映して計画を立てていくことが大変重要であると考えている。政府としても復興構想会議の提言が6月末に出されたが、その中でも実際の復興の中心は、より住民により近い市町村の方で計画を作るべきとされており、幅広く意見を聞いて策定していくべきことが書かれている。国としても復興の基本方針を今月中に作っていくこととなるが、多くの方々の意見を反映できるよう取り組んで参りたい。

20

25 (3) 福島県を中心とする「放射能汚染による避難区域」及び「それに準じて所要の活動制限が加えられる区域」については、学校施設設備が被災により滅失していない場合についても、通常の教育活動を保障できうる施設・設備の整備に係る予算を措置すること。

30 文科省) 子どもたちの健康にかかわる対策としては、現在、国会で審議されている2次補正予算に「福島県原子力被災者・子ども健康基金」が計上されており、その基金の中で対応できるようになっている。

7 学校給食及び学校用務に関することについて

教職員定数の拡大にあたって、給食調理員及び学校用務員への削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開が可能となるよう、不要な指導・助言は行わないこと。

5 また、学校運営にあたっては、給食調理員及び学校用務員についても学校運営の基幹職員として位置づけること。

10 文科省) 定数改善の検討状況は3のところで説明したところだが、各地方教育委員会におかれては、各地域の実情において民間委託等を活用した学校への合理化を含む、適正な人員管理が行われているものと考えている。

15 文科省) 学校給食調理員については私たちも大変重要な職種であると認識している。学校教育法第37条においても、「その他必要な職員」として位置づけられているところである。学校給食そのものは、それぞれの地域の実情に応じて様々な形態で実施されており、学校給食調理員を含め、学校給食運営に必要な人員は学校の規模、給食調理施設や設備、衛生管理の状況などを考慮しながら、各学校の設置者の判断すべきものと考えている。

20 なお、給食調理員については毎年総務省に対して地方財政要望を行っている。

文部科学省としては、食育の推進という観点から栄養教諭や学校給食調理員を含めた学校全体で取り組むことが重要であると考えている。

25 平成20年に改正された「学校給食の衛生基準」の中でも給食調理員の研修の充実について盛り込まれており、大変重要な職務であると認識している。